

広島県告示第七百一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十五年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十五年九月四日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
有限会社後藤興業

広島市佐伯区観音台一丁目二〇番二二号

代表取締役 後藤 教子

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二四）第二八九六二号

四 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の代表取締役は、有印私文書偽造・同行使及び詐欺により、広島地方裁判所において懲役二年六月、執行猶予四年の判決を受け、平成二十五年四月三日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。